

別表第1（第5条関係）

会計機関等		職 位	事 務 の 範 囲
出納職員	出納命令役	財務施設部長	<p>収入又は支出の調査決定に関すること。</p> <p>債務者に対する支払の請求に関すること。</p> <p>出納役に対する収納命令及び支払命令を行うこと。</p>
	出納役	経理課長	<p>収入金の収納及び支出金の支払に関すること。</p> <p>現金、小切手及び郵便貯金銀行が発行する為替証書並びに有価証券の保管に関すること。</p> <p>小口現金の支払い及び保管に関すること。</p>
契約担当職員	契約担当役	事務局長	<p>契約その他の収入又は支出の原因となる行為を行うこと。ただし、収入又は支出の原因となる行為であって契約担当役にせしめることが適当でないものについては、契約担当役以外の職員に担当させることができることとする。</p>
資金前渡職員	資金前渡役	経理課長	<p>前渡資金の範囲内（外国で支払う経費、その他学長が認めた経費）における契約に関すること。</p> <p>前渡資金の支出金の支払に関すること。</p>
資産管理職員	資産管理役	事務局長	<p>不動産及び物品の管理に関すること。</p>